

一 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	現行
<p>(有価証券信託受益証券)</p> <p>第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該有価証券信託受益証券に係る信託財産に次に掲げる財産以外の財産が含まれないこと。</p> <p>イ 受託有価証券</p> <p>ロ 受託有価証券に係る受取配当金、利息、その他の給付金</p> <p>ハ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第二百二十七条の三十二第一項に規定する措置に要する費用に充てるための金銭その他の財産</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>第二條の七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第一号及び第二号の議決権（総株主等の議決権を除く。）には、社債等振替法第四百七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を社債等振替法第二百三十五条第一項において準用す</p>	<p>(有価証券信託受益証券)</p> <p>第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該有価証券信託受益証券に係る信託財産に受託有価証券及び当該受託有価証券に係る受取配当金、利息その他の給付金以外の財産が含まれないこと。</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>第二條の七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第一号及び第二号の議決権（総株主等の議決権を除く。）には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第四百七条第一項又は第百</p>

る場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含み、前二項の場合における議決権(総株主等の議決権を除く。)には、社債等振替法第四百七条第一項又は第四百八条第一項(これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

二 募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は行政庁の認可

四十八条第一項(これらの規定を社債等振替法第二百三十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含み、前二項の場合における議決権(総株主等の議決権を除く。)には、社債等振替法第四百七条第一項又は第四百八条第一項(これらの規定を社債等振替法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

二 募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は行政庁の認可

があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ〜ハ（略）

ニ 株券（準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れにより発行されるものを除く。）、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

(1) 当該株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を取得しようとする者（以下ニにおいて「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

(2) （略）

(3) 保有期間その他の当該株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

ホ（略）

二の二〜九（略）

九の二 提出会社の株主総会において決議事項が決議された場合（当該提出会社が法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当する株券の発行者である場合に限る。） 次に掲げる事項

イ 当該株主総会が開催された年月日

ロ 当該決議事項の内容

があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）

イ〜ハ（略）

ニ 株券（準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れにより発行されるものを除く。）又は新株予約権証券の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

(1) 当該株券又は新株予約権証券を取得しようとする者（以下ニにおいて「取得者」という。）の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容（個人の場合においては、その氏名及び住所）

(2) （略）

(3) 保有期間その他の当該株券又は新株予約権証券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

ホ（略）

二の二〜九（略）

（新設）

ハ 当該決議事項（役員を選任又は解任に関する決議事項である場合は、当該選任又は解任の対象とする者ごとの決議事項）に
対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当
該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

二 ハの議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数（株
主の代理人による代理行使に係る議決権の数並びに会社法第三
百十一条第二項及び第三百十二条第三項の規定により出席した
株主の議決権の数に算入する議決権の数を含む。）の一部を加
算しなかつた場合には、その理由

九の三
（略）

九の四
（略）

十十九
（略）

三
十一
（略）

九の二
（略）

九の三
（略）

十十九
（略）

三
十一
（略）

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正後	現 行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (56) (略) (57) コーポレート・ガバナンスの状況</p> <p>a 提出会社が法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券（ただし、法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。）を発行する者である場合には、次のとおり記載すること。</p> <p>(a) 提出会社の企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。また、その他の提出会社の企業統治に関する事項（例えば、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。 また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。</p> <p>(b) 内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員が含まれる場合には、その内容を含む。）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 また、内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>(c) 提出会社の社外取締役（社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下この(c)、(d)及びbにおいて同じ。）に該当する社外取締役をいう。以下この(c)、(d)及びbにおいて同じ。）及び社外監査役（社外役員に該当する社外監査役をいう。以下この(c)及び(d)において同じ。）の員数並びに社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 また、社外取締役又は社外監査役を選任している場合には、当該社外取締役又は社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割（当該社外取締役又は社外監査役の提出会社からの独立性に関する考え方を含む。）並びに当該社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する提出会社の考え方を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、当該社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 社外取締役又は社外監査役を選任していない場合には、それに代わる社内体制及び当該社内体制を採用する理由を具体的に記載すること。</p> <p>(d) 提出会社の役員（取締役、監査役及び執行役をいい、最近事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この(d)において同じ。）の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、最近事業年度に係るもの及び最近事業年度に</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (56) (略) (57) コーポレート・ガバナンスの状況</p> <p>a 提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容））について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。 また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。</p>

において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（最近事業年度前のいずれかの事業年度に係る有価証券報告書に記載したものを除く。）をいう。以下この（d）において同じ。）について、取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員との区分（以下この（d）において「役員区分」という。）ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別（基本報酬、ストックオプション、賞与及び退職慰労金等の区分をいう。以下この（d）において同じ。）の総額及び対象となる役員の数員数を記載すること。

提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等（主要な連結子会社の役員としての報酬等がある場合には、当該報酬等を含む。以下この（d）において「連結報酬等」という。）の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること（ただし、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることができる。）。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の数員数及びその内容を記載すること。

提出日現在において、提出会社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めている場合には、当該方針の内容及び決定方法を記載すること。また、当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。

(e) 提出会社の株式の保有状況について、次のとおり記載すること。

i 提出会社の最近事業年度に係る貸借対照表に計上されている投資有価証券（財務諸表等規則第32条第1項第1号に掲げる投資有価証券及びこれに準ずる有価証券をいい、提出会社の所有に係るもので保証差入有価証券等の別科目で計上されているものを除く。以下この（e）において同じ。）に該当する株式（提出会社が信託財産として保有する株式を除く。以下この（e）において「投資株式」という。）のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものについて、銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額を記載すること。

ii 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券に該当する株券及び外国の金融商品取引所（令第2条の12の3第4号ロに規定する外国の金融商品取引所をいう。）に上場されている株券その他これに準ずる有価証券に係る株式以外の株式（以下この（e）において「非上場株式」という。）を除き、純投資目的以外の目的で提出会社が信託契約その他の契約又は法律上の規定に基づき株主として議決権を行使する権限又は議決権の行使を指図する権限（以下この（e）において「議決権行使権限」という。）を有する株式（提出会社が信託財産として保有する株式及び非上場株式を除く。以下この（e）において「みなし保有株式」という。）を含む。以下このiiにおいて同じ。）のうち、最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のそれぞれについて、銘柄別による投資株式の貸借対照表計上額が提出会社の資本金額（財務諸表等規則第60条に規定する株主資本の合計額が資本金額に満たない場合には、当該合計額）の100分の1を超えるもの（当該投資株式の銘柄数が30に満たない場合には、当該貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄（みなし保有株式が11銘柄以上含まれる場合には、みなし保有株式にあつては貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄、特定投資株式（保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（みなし保有株式を除く。）をいう。以下この（e）において同じ。）にあつては貸借対照表計上額の大きい順の20銘柄。ただし、特定投資株式が20銘柄に満たない場合には、開示すべきみなし保有株式の銘柄数は、30から当該特定投資株式の銘柄数を減じて得た数）に該当するもの）について、銘柄、株式数（みなし保有株式の場合には、議決権行使権限の対象となる株式数。以下このiiにおいて同じ。）及び貸借対照表計上額（みなし保有株式の場合には、みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額。以下このiiにおいて同じ。）を特定投資株式及びみなし保有株式に区分して記載するとともに、当該銘柄ごとに保有目的（みなし保有株式の場合には、当該株式につき議決権行使権限その他提出会社が有する権限の内容）を具体的に記載すること。この場合において、特

定投資株式及びみなし保有株式に同一銘柄の株式が含まれる場合にそれぞれの株式数及び貸借対照表計上額を合算していない場合には、その旨を記載すること。

iii 保有目的が純投資目的である投資株式を非上場株式とそれ以外の株式に区分し、当該区分ごとに提出会社の最近事業年度及びその前事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに最近事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益のそれぞれの合計額を記載すること。なお、当該最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの又は純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがある場合には、それぞれ区分して、銘柄ごとに、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載すること。

iv 提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合における提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額（以下このivにおいて「投資株式計上額」という。）が最も大きい会社（以下このivにおいて「最大保有会社」といい、最近事業年度における最大保有会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第1項第1号に規定する投資有価証券（連結財務諸表規則第30条第2項に規定する非連結子会社及び関連会社の株式を除く。）をいう。）に区分される株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、最近事業年度における最大保有会社及び投資株式計上額が次に大きい会社）が保有する特定投資株式について、会社ごとに区分して、iからiiiまでに準じて記載すること。この場合、iiにおける資本金額は提出会社の資本金額とし、最大保有会社以外の会社（提出会社が最大保有会社に該当しない場合における提出会社を含む。）について、iiに規定する「大きい順の30銘柄」は「大きい順の10銘柄」に読み替えるものとする。

b 提出会社がaに規定する者以外の者である場合には、次のとおり記載すること。

(a) 提出会社の企業統治に関する事項（例えば、会社の機関の内容、内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分した内容））について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結した場合は、当該契約の内容の概要を記載すること。

また、会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合には、その内容を記載すること。

(b) 内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c) 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(削る)

c～h (略)

(58) (略)

(59) 経理の状況

a～f (略)

g 連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

また、最近2連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度等）において監査公認会計士等の異動（第19条第2項第9号の4に規定する異動をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について同号の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号ハ(2)から(6)までに掲げる事項については、その概要）も記載すること。

b 内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係について具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d～i (略)

(58) (略)

(59) 経理の状況

a～f (略)

g 連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

また、最近2連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度等）において監査公認会計士等の異動（第19条第2項第9号の2に規定する異動をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について同号の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号ハ(2)から(6)までに掲げる事項については、その概要）も記載すること。

h (略)
(60) ~ (87) (略)

h (略)
(60) ~ (87) (略)

改正後	現 行
<p>第二号の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 追完情報 a・b (略)</p> <p>c 最近事業年度に係る有価証券報告書又は最近事業年度の翌事業年度に係る四半期報告書若しくは半 期報告書(以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間 において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じ た場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事 項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>d～g (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>第二号の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 追完情報 a・b (略)</p> <p>c (3)のaの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に 記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を 具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項 を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>d～g (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

改正後	現 行
<p>第二号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 参照情報 a・b (略)</p> <p>c 参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書(以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p>	<p>第二号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 参照情報 a・b (略)</p> <p>c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p>

改正後	現 行
<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (45) (略)</p> <p>(46) 経理の状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。 また、最近2事業年度等において監査公認会計士等の異動があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について第19条第2項第9号の4の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項(同号ハ(2)から(6)までに掲げる事項については、その概要)も記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(47) ~ (59) (略)</p>	<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (45) (略)</p> <p>(46) 経理の状況</p> <p>a (略)</p> <p>b 財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。 また、最近2事業年度等において監査公認会計士等の異動があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について第19条第2項第9号の2の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項(同号ハ(2)から(6)までに掲げる事項については、その概要)も記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(47) ~ (59) (略)</p>

改正後	現行
<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a～d (略) e この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合であって、この報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載すること。</p> <p>(2)～(66) (略)</p>	<p>第三号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 一般的事項 a～d (略) e この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合であって、この報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会における決議事項になっているときは、それぞれ該当する箇所において、その旨及びその概要を記載すること。</p> <p>(2)～(66) (略)</p>

改正後	現 行
<p>第三号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) ~ (13) (略)</p> <p>(14) コーポレート・ガバナンスの状況 第二号様式記載上の注意 (57) に準じて記載すること。</p> <p>(15) ~ (46) (略)</p>	<p>第三号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) ~ (13) (略)</p> <p>(14) コーポレート・ガバナンスの状況 第二号様式記載上の注意 (57) <u>a</u> に準じて記載すること。</p> <p>(15) ~ (46) (略)</p>

改正後	現 行
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 生産、受注及び販売の状況 a～d (略)</p> <p><u>e (21) gの規定により第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項(当該差異の概算額等)を記載すること。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年内閣府令第73号。以下この(9)において「改正府令」という。)第5条の規定による改正前の四半期連結財務諸表規則第93条若しくは附則第4条の規定又は改正府令附則第6条第2項若しくは第3項の規定により四半期連結財務諸表を作成した提出会社が指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。</u></p> <p><u>f 提出会社が第1四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合(eの場合に限る。)には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表(連結財務諸表規則(第七章を除く。)により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。)を第二号様式記載上の注意(60)aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。</u></p> <p>(9-2)～(20) (略)</p> <p>(21) 経理の状況 a～g (略) (削る)</p> <p>(22)～(38) (略)</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 生産、受注及び販売の状況 a～d (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(9-2)～(20) (略)</p> <p>(21) 経理の状況 a～g (略)</p> <p><u>h gにより第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項を記載すること。</u></p> <p>(22)～(38) (略)</p>

改正後	現 行
<p>第五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (23) (略)</p> <p>(24) 経理の状況</p> <p> a ~ c (略)</p> <p> d 特定会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、<u>中間財務諸表等規則第74条第2項</u>の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。</p> <p> e (略)</p> <p>(25) ~ (46)</p>	<p>第五号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (23) (略)</p> <p>(24) 経理の状況</p> <p> a ~ c (略)</p> <p> d 特定会社が中間連結財務諸表を作成していない場合であって、<u>中間財務諸表等規則第83条第2項</u>の規定により指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。</p> <p> e (略)</p> <p>(25) ~ (46)</p>

改正後	現行
<p>第十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 参照情報</p> <p> a・b (略)</p> <p> c 参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書(以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p> d (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<p>第十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 参照情報</p> <p> a・b (略)</p> <p> c 参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書若しくは半期報告書(以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p> d (略)</p> <p>(10) (略)</p>

改正後	現 行
<p>第十一号の二の様式</p> <p>【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行予定額又は発行残高の上限 本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期社債について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第十一号の二の様式</p> <p>【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行予定額又は発行残高の上限 本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期社債の上限額を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p>

改正後	現 行
<p>第十二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 参照情報</p> <p> a・b (略)</p> <p> c 参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p> d (略)</p> <p>(9) (略)</p>	<p>第十二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 参照情報</p> <p> a・b (略)</p> <p> c 参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書若しくは半期報告書（以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p> d (略)</p> <p>(9) (略)</p>

改正後	現 行
<p>第十四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 参照情報</p> <p> a・b (略)</p> <p> c 参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書(以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p> d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は発行登録書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>(10) (略)</p>	<p>第十四号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 参照情報</p> <p> a・b (略)</p> <p> c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p> d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は発行登録書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>(10) (略)</p>

改正後	現 行
<p>第十五号様式</p> <p>【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (4) (略) (削る)</p> <p>(5)・(6) (略) (7) 参照情報 a・b (略) c 参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書（以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は発行登録追補書類提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。 (8) (略)</p>	<p>第十五号様式</p> <p>【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (4) (略) (5) 残額 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。なお、発行予定額を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残額の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行予定額を表示する通貨に換算した金額を、当該発行予定額から控除するものとする。 (6)・(7) (略) (8) 参照情報 a・b (略) c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は発行登録追補書類提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。 (9) (略)</p>